

## 黒潮町公告第 28 号

平成 30 年度黒潮町観光基本構想策定委託業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成 30 年 10 月 22 日

黒潮町長 大西 勝也

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

平成 30 年度黒潮町観光基本構想策定委託業務

#### (2) 業務目的

黒潮町では、平成23年度から土佐西南大規模公園大方エリアのスポーツ施設を活用したスポーツツーリズムの推進による町の活性化を図っている。土佐西南大規模公園大方エリアにおいて、現在取り組んでいるスポーツツーリズムを推進しつつ、自然・体験型観光を軸にして更に誘客を図り、町内への周遊促進につなげるため、観光コンシェルジュ機能を有する宿泊施設の整備を行い、土佐西南大規模公園大方エリアを中心とした入込客数を増やす仕組みの構築を図る。

#### (3) 業務内容

別添「平成 30 年度黒潮町観光基本構想策定委託業務仕様書」によります。

#### (4) 履行期間

契約締結日から平成 31 年 2 月 12 日とする。

#### (5) 選定方式

公募型プロポーザル方式

#### (6) 業務委託料の上限額 5,000,000 円 (消費税及び地方消費税額を含む)

### 2. 参加資格要件

(1) 本業務の受託選定は、単体企業、又は代表企業と構成企業からなる事業共同体の組織とします。

#### (2) 事業共同体の結成要件

ア 自主的に結成された事業共同体であること。

イ 本業の履行に必要な要員を配置できる者であること。

ウ 事業共同体の構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の事業共同体の構成員となることはできません。

#### (3) 単体企業及び事業共同体の各構成員の参加資格要件

構成員は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者である

こと。

イ 黒潮町から指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

エ 法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。

オ 黒潮町から黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成26年3月19日規則第4号）に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込の期限日から審査委員会の審査までの期間内に受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

### 3. 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

(1) 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合

(2) 審査委員、町職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

(3) プロポーザルの手続きの過程で、黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

### 4. 参加手続

プロポーザルに係る書類等の配布期間

配布期間

平成30年10月22日（月）から平成30年11月2日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

但し、平成30年11月2日（金）は午前10時00分まで

### 5. その他

この業務は、黒潮町が高知県観光拠点整備事業補助金を受けて実施するものであるため、補助金の交付決定を受けられない場合は、実施しないことがあります。

### 6. 事務局

黒潮町役場 産業推進室（担当：岡本）

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地

TEL 0880-43-2113 FAX 0880-43-2060

E-mail : sangyosuishinshitsu@town.kuroshio.lg.jp（産業推進室代表アドレス）